

令和2年8月1日から

子ども区分

マル福対象拡大



※「マル福」は福祉医療制度の通称です

《変更点》

受給対象を0歳から高校生等まで拡大

出生から18歳到達以後、最初の3月31日まで対象となります。

所得制限を撤廃します

世帯所得に関わらず、大仙市の全ての子どもが対象となります。

令和2年7月31日まで

	受給対象	所得制限
中学生以下	対象	あり
高校生等	対象外	

令和2年8月1日から

	受給対象	所得制限
中学生以下	対象	なし
高校生等	対象	なし



1

福祉医療制度とは？

受給対象者の方が病院などにかかった場合の自己負担額を市や県が助成することにより、医療費が無料になる制度です。

2

福祉医療費受給者証
(マル福カード)

新たに対象者になる子どもには、福祉医療費受給者証「マル福カード」を交付します。交付には申請が必要です。

3

医療費助成を受けるには

医療機関を受診する際、窓口に健康保険証と共に、福祉医療費受給者証「マル福カード」を提示してください。

大仙市役所 保険年金課 保険班 ☎ 0187-63-1111(内104)

令和2年7月20日作成